

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第八号

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 中 野 晃

埼玉県企業局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局組織規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一主任の項の次に次のように加える。

|           |  |
|-----------|--|
| 主任専<br>門員 | 上司の命を受け、事務又は技術で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。 |
|-----------|--|

別表第一事務嘱託の項及び技術嘱託の項を削る。

別表第二主任の項の次に次のように加える。

|           |   |
|-----------|---|
| 主任専<br>門員 | 上司の命を受け、浄書、文書の集配、自動車の運転、機器の操作、土木作業、保全業務、えん堤作業等の業務で知識、経験等を必要とする相当困難なものに従事する。 |
|-----------|---|

別表第三に次のように加える。

|     |   |
|-----|---|
| 専門員 | 上司の命を受け、庁務、炊事又は清掃の業務で知識、経験等を必要とするものに従事する。 |
|-----|---|

### 附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。